

別紙 1

新潟大学における採用活動等に関するルール

本学では、求職者等の人格および尊厳を尊重し安心かつ公平な採用活動等に取り組んでおり、令和 8 年 10 月 1 日施行改正男女雇用機会均等法に基づくセクシュアル・ハラスメント防止の観点から、求職者等の皆様が安心して求職活動等を行える環境を確保するため、実施体制や連絡手段等に関するルールを以下のとおり定めており、原則として以下により行います。

- 1 採用活動等は、本学施設内のほか、学外のイベント施設、貸会議室等採用活動等に適切な場所で行うものとし、オンラインで実施する場合は本学で管理しているデバイスを使用した上で行います。
- 2 求職活動等の実施時間は、職員の勤務時間内で設定します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、実施責任者に申し出るなどして勤務時間外にも実施できることとしています。
- 3 求職者等との連絡は、大学の電話やメールのほか、就職・採用活動等に係る公的な若しくは広く利用されている適切なサービスやシステムを使用して行うものとし、職員個人の電話・メール・SNS を用いた連絡先の交換ややり取りは行わないこととしています。
- 4 求職者等を対象とした懇親会等イベントの実施においては、任意参加とするなど、求職者等の意思により参加を選択できるよう配慮しています。

求職活動におけるセクシュアル・ハラスメント相談先：総務部労務福利課長（代表電話：025-223-6161 にて、総務部労務福利課をお呼び出してください。）